

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における競争的資金等の不正使用に関する通報窓口規程

平成19年10月25日

自機規程第72号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における競争的資金等取扱規程（平成19年自機規程第70号。以下「取扱規程」という。）第9条第2項に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における競争的資金等（取扱規程第3条第1項に規定する競争的資金等をいう。以下同じ。）の不正使用に関する通報窓口（以下「通報窓口」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「不正使用」とは、競争的資金等について規定する法令や関係規程等に違反する使用をいう。

(通報窓口の設置)

第3条 機構に設置する通報窓口及び窓口責任者は、別表のとおりとする。

(通報の取扱い)

第4条 不正使用に関する通報の方法は、原則として書面、電話、FAX、電子メール、面談によるものとする。

2 通報は、被通報者名、不正使用の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正使用とする合理的な根拠が示されなければならない。

3 前2項の規定は、不正使用が行われようとしているなどの通報又は不正使用の疑いがあるとの通報がなされた場合において、これを準用する。

4 通報窓口において通報を受け付けた場合、当該窓口責任者は別紙様式に定める「通報受理記録」を作成し、速やかに研究費の不正使用防止担当理事に報告するとともに、事務局の窓口責任者に連絡するものとする。

5 前項の連絡を受けた事務局の窓口責任者は、機構長に報告するものとする。

(秘密保持)

第5条 通報窓口は、不正使用に関する通報を受け付ける場合、通報者が特定されないよう秘密を守るため、個室での面談の実施その他担当職員以外が電話や電子メールなどを見聞できないように、適切な措置を講じなければならない。

2 通報窓口に寄せられた不正使用に関する通報を知る立場にある者は、通報者、被通報者及び通報内容について、第三者に漏えいしないよう秘密保持を徹底しなければならない。

い。

(通報者・被通報者の保護等)

第6条 機構は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行う場合があることを機構内外に周知するものとする。

2 機構は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

3 機構は、相当な理由なしに、単に通報されたことをのみをもって、被通報者の競争的資金等による契約行為を禁止したり、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(補則)

第7条 この規程で定めるもののほか、通報窓口に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表 通報窓口及び窓口責任者（第3条関係）

機関等名	通報窓口	窓口責任者
事務局	事務局財務課	事務局財務課長
新分野創成センター		
アストロバイオロジーセンター		
国立天文台	事務部財務課	事務部財務課長
核融合科学研究所	管理部財務課	管理部財務課長
基礎生物学研究所	岡崎統合事務センター 財務部財務課	岡崎統合事務センター 財務部財務課長
生理学研究所		
分子科学研究所		
岡崎共通研究施設		

別紙様式

通報受理記録

1. 通報者（非頭名の場合は記載しない。）

所属・職名等：

又は住所

氏名：

電話番号

又はメールアドレス：

2. 通報方法

3. 対象者の所属，職名等，氏名

所属：

職名等：

氏名：

4. 内容

5. 発生時期

年 月

6. 発生場所

7. 証拠資料

8. 対象資金について

9. その他参考となる事項

窓口担当者記入欄

受付日：平成 年 月 日

受付機関等名：

窓口担当者氏名：

窓口電話連絡先：